

議員提出議案第25号

固定資産税及び都市計画税の軽減措置の継続を求める意見書

上記の議案を提出する。

平成22年10月19日

提出者

2 番 平田 みつよし 1 1 番 中 江 秀 夫

1 4 番 黒柳 じょうじ 1 5 番 上 原 ゆみえ

1 7 番 秋 家 聡 明 2 4 番 池田 ひさよし

2 5 番 米 山 真 吾 3 0 番 斉 藤 初 夫

3 6 番 倉 沢 よう次 3 8 番 石 田 千 秋

葛飾区議会議長 舟 坂 ちかお 殿

固定資産税及び都市計画税の軽減措置の継続を求める意見書

我が国の景気は、緩やかに回復しているといわれている。しかし、景気回復には地域や企業規模等により相違があり、経営基盤の脆弱な中小零細企業が多い本区においては、依然として厳しい状況が続いており、未だ小規模事業者や区民生活に至るまでの裾野の広がりを見せた本格的な景気回復には至っていないのが現状である。

特に小規模事業者を取り巻く環境は、長期的な景気の低迷に加えて、金融事情の悪化や後継者不足など深刻な状況にある。

こうした状況の中、東京都が実施している固定資産税及び都市計画税の減免措置は、中小零細事業者の事業継続や経営の健全化の支援策として、また、区内に住み続けたいと願う区民にとって有効な手段として、その効果を大いに上げているものである。

しかし、これらの軽減措置はいずれも時限的なものであり、この措置の廃止は、区民、とりわけ中小零細事業者に与える経済的、心理的影響が大きく、景気回復に水をさすことになりかねない。

よって、本区議会は東京都に対し、区民の税負担感に配慮し、下記の対策が講じられることを強く求めるものである。

記

1 小規模住宅用地にかかる都市計画税を2分の1とする軽減措置を、現行のまま平成23

年度以降も継続すること

- 2 小規模非住宅用地に対する固定資産税及び都市計画税を2割減額する減免措置を、今年度と同様に平成23年度以降も継続すること
 - 3 商業地等における固定資産税及び都市計画税について、負担水準の上限を65%に引き下げる軽減措置を、平成23年度以降も継続すること
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。